

かなざわしがくせい すいしんじょうれい かしょう こっしあん
金沢市学生のまち推進条例(仮称) 骨子案

かなざわしがくせい すいしんけんとうこんわかいじむきょく
金沢市学生のまち推進検討懇話会事務局
かなざわし しみんきょく しみんさんかくか
(金沢市 市民局 市民参画課)

1. 条例制定の背景

金沢には、今から約120年前の明治20年（1887年）に、現在の金沢大学の前身校の一つである旧制第四高等中学校（明治27年（1894年）に第四高等学校に改称）が開学し、全国から優秀な学生が大勢集まった。

市民は、学生を下宿させ、面倒を見るなど、まち全体で学生を大切に育んできた。学生も金沢というまちを愛し、雪かきや屋根の雪下ろしなどで市民を助けるなど、金沢の歴史ある地域連帯の土壌の上に、学生の若い力が新たに重なり、金沢の地域コミュニティがつくられていった。

現在、本市および近郊には、18の高等教育機関が立地し、それらが環状に本市の市街地を取り巻き、大学環状都市を形成している。

それらの高等教育機関に在籍する学生は、約32,000人を数え、また、留学生も約1,400人が市内に在住しており、約3,000人の専門学校生を含め、学生の数および人口に占める割合は、他の地方都市に比べて極めて高く、大都市圏以外では、唯一、県外からの学生の流入数が流出を上回るなど、金沢には、旧制第四高等中学校の開学以来、学都や学生のまちとしての伝統が脈々と流れている。

しかし、大学の郊外への移転は、学生の郊外への居住を促し、まちなかにおける市民と学生との濃密な交流が象徴した「学生のまち金沢」としての特徴が、薄まりつつある。

大学周辺においても、現代社会の特徴であるライフスタイルや価値観の多様化、そして個人意識の高まりが市民に浸透し、また、学生もほとんどが、地域に閉ざされたアパートやマンションに住まいしていることから、学生および市民の間に培われてきた交流が継承されず、関係は希薄化しつつある。

折しも、少子高齢社会を迎え、町会をはじめとする地域コミュニティは活力を低減させ、また、連帯意識も希薄化しつつあり、そのことが地域の課題解決能力を低下させてきている。

こうしたことから、本市の特徴である高等教育機関の集積や学生数の多いことを生かし、学生と市民との関係、学生とまちとの関係を再構築することが重要であると考え、金沢市学生のまち推進条例（仮称）を制定するものである。

本市は、まち全体で学生を大切に、また、学生と市民とが地域コミュニティを再生することにより、若者の創造的な活力やエネルギーが金沢のまちや地域コミュニティに注入され、「元気なまち金沢」の実現を

め指していくものである。

また、これからの金沢の「まちづくり」や「ものづくり」の基底となる「人づくり」を推進していくものである。

歴史・文化あふれる本市のまち全体で学生(留学生を含む)を育み、将来の金沢、そして、日本を担う人材を育てることは、結果として、学生を通じて「学生のまち金沢」の魅力为全国および世界へ発信することとなり、今後の少子高齢社会および人口減少社会の中でも、国内および世界から学生が集まり、本市が持続的に輝くまちとなることにつながるものであると考える。

2 . 目 的

この条例は、「学生のまち」の推進について、基本理念を定め、学生、高等教育機関および専門学校、事業者、市民、町会その他の地域団体ならびに市の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項等を定めることにより、「学生のまち」を総合的かつ計画的に推進し、学生と市民との関わりおよび学生と金沢のまちとの関わりを深め、同時に、人間性豊かな学生を育み、もって、本市の活気あふれる地域社会の実現および健全かつ持続的な発展に寄与することを目的とする。

3 . 定 義

- 「学生」とは、大学、大学院、短大、高等専門学校および専門学校（以下、高等教育機関等）に在籍する者をいう。
- 「学生のまち」とは、市、高等教育機関等、事業者、市民および町会その他の地域団体が一体となって学生を育み、また、学生の地域コミュニティへの参加や自主的な活動を促進することにより、活気や活力があふれ、持続的に輝くまちをいう。
- 「地域コミュニティ」とは、一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

- ・「協働」とは、学生、高等教育機関等、事業者、市民および町会その他の地域団体ならびに市が、それぞれの特性を生かし、目的を共有し、対等な立場で合意形成し、課題の解決を図ることをいう。

4 . 基本理念

- ・「学生のまち」の推進は、学生を育む社会的気運を醸成しながら、進めなければならない。
- ・「学生のまち」の推進は、その主体は学生であるという認識のもとに、その自主的な活動を促進することを基本として進めなければならない。
- ・「学生のまち」の推進は、市、学生、高等教育機関等、事業者、市民および町会その他の地域団体がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに、進めなければならない。

5 . 役割

【学生】

地域社会の一員として、社会的な決まりを遵守し、金沢らしい地域コミュニティに参加するとともに、本市の活気あふれる地域社会の形成に協力するものとする。

【高等教育機関等】

- ・学生の地域コミュニティ活動やボランティア活動などの社会参加を促進し、学生の社会性や人間性の涵養に努めるものとする。
- ・高等教育機関等が持つ知的財産を活用し、学生とともに、地域コミュニティへの参加や協働を通じて、活気あふれる地域社会の形成およびその発展に貢献するものとする。

【事業者】

学生の自主的な活動の支援や職場体験活動などを通じて、将来の金沢や

しゃかい にな じんざい いくせい かつき ちいきしゃかい けいせい はってん
社会を担う人材を育成し、活気あふれる地域社会の形成およびその発展に
こうけん
貢献するものとする。

【市民および町会その他の地域団体】

- これまで地域で培ってきた連帯意識のもとに、学生に地域活動や地域の
でんとうぎょうじ さんか よ がつせい こうりゅう つと ちいき
伝統行事への参加を呼びかけるなど、学生との交流に努め、地域
こみゆにてい かつせいか はか
コミュニティの活性化を図るものとする。
- がくせい ちいき せいかつ しえん がくせい しゃかいせい にんげんせい
学生の地域における生活を支援し、また、学生の社会性および人間性の
かんよう つと
涵養に努めるものとする。

【市】

- がくせい すいしん かん そうごうてき けいかくてき しさく さくてい じっし
「学生のまち」の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施し
なければならぬ。
- さくてい しさく がくせい こうとうきょういくきかんとく じぎょうしゃ しみん ちょうかいとう
策定する施策には、学生、高等教育機関等、事業者、市民および町会等の
ちいきだんたい いけん じゅうぶんはんえい つと しさく じっし
地域団体の意見を十分反映させるよう努めるとともに、その施策の実施
にあ ちかひ もの りかい きょうりよく え つと
に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならぬ
い。
- しさく じっし あ くに けん た こうきょうだんたい みっせつ れんけい はか
施策を実施するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図る
よう努めなければならぬ。
- がくせい こうとうきょういくきかんとく じぎょうしゃ しみん ちょうかい た ちいきだんたい そうご
学生、高等教育機関等、事業者、市民および町会その他の地域団体の相互
れんけい はか そうごうてき ちょうせい つと
の連携が図られるよう総合的な調整に努めなければならぬ。

6 . 基本的な施策

がくせい すいしん きほんりねん つぎ かか じこう きほん
「学生のまち」の推進は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本
あこな
として行う。

【協働のまちづくりを推進】

し かつき ちいきしゃかい けいせい がくせい さんか きかい
市は、活気あふれる地域社会の形成にあたり、学生が参加する機会を
せつきよくてき ていきょう きょうどう すいしん
積極的に提供することにより、協働のまちづくりを推進するものとする。

【(仮称) 大学門前町まちづくり協議会の構築の促進】

し がくせい ちょうかい た ちいきだんたい しみん こうとうきょういくきかんとく さんか
市は、学生、町会その他の地域団体および市民、高等教育機関等が参加

し、各高等教育機関の周辺における地域の活性化に取り組む「(仮称)大学門前町まちづくり協議会」の構築を促進するものとする。

【相談体制の充実と自主的な活動の促進】

市は、学生の生活にかかる相談体制の充実を図るとともに、活力あふれる地域社会の形成などに自主的に取り組む学生の活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。

【市および関係機関の連携】

- 市は、「学生のまち」の推進において、高等教育機関等との連携を図る連絡協議会を設置することができる。
- 市は、「学生のまち」を推進するため、市、学生、高等教育機関等、事業者、市民および町会その他の地域団体の連携を図る「(仮称)学生のまち金沢推進協議会」を設置するものとする。

【普及および啓発等】

市は、市民の「学生のまち」への理解を深めるため、その普及および啓発その他必要な施策を実施するものとする。

7. 支援等

【援助】

市長は、「学生のまち」を推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、または予算の範囲内において、財政的な援助をすることができるものとする。

【表彰・顕彰】

市長は、「学生のまち」の推進に著しく貢献した者または団体を表彰することができる。

8 . 条例じょうれいの施行しこう(予定)よてい日び

へいせい 平成 2 2 年 ねん 4 月 がつ 1 日 よてい (予定)